

令和5年2月22日

道路局環境安全・防災課

「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン(案)」 に関するパブリックコメントを実施します

国土交通省では、電気自動車等の普及促進に向けた環境整備の一環として、「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン(案)」を作成しました。

広く国民の皆様から御意見をお伺いするため、本日より、パブリックコメントを実施します。

令和3年6月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、電気自動車等の普及促進のため、公共用の急速充電器3万基を含む充電インフラを15万基設置し、遅くとも2030年までにガソリン車並みの利便性を実現することを目標としています。そこで、国土交通省では、電気自動車等の普及に向けた環境整備の一環として、「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン(案)」を作成しました。

つきましては、広く国民の皆様の御意見を募集するため、「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン(案)」について、本日より、パブリックコメントを実施します。

1. 意見の対象

電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン(案)

2. 意見募集期間

令和5年2月22日(水)～令和5年3月8日(水)

※意見募集の詳細については、電子政府の総合窓口(e-Gov)中「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄をご参照ください(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)。

【問い合わせ先】

道路局 環境安全・防災課 柴山、安藝

電話:【代表】03-5253-8111(内線38232、38233) 【直通】03-5253-8495